



まちびとインタビュー 議会にあなたの声を

阿見町総合運動公園メイン球場

➤ 高橋 克男さん (阿見町総合運動公園管理業者)

阿見町総合運動公園の“顔”として、長年にわたり静かにグラウンドを守り続けてきたベテラン管理人。丁寧な仕事とあたたかな人柄は、多くの利用者から愛され、この公園が「また来たくなる場所」であり続ける力となっています。

2ページ

審議結果

17の議案等を可決

12ページ

一般質問

11人の議員、町政を問う

18ページ

委員会活動

常任・特別委員会報告

20ページ

議会活動

議会モニター委嘱状交付式を開催

24ページ

まちびとインタビュー

議会にあなたの声を

旧吉原小学校体育館便所等改修工事請負契約について
旧吉原小学校体育館について、施設の利便性と安全性を向上させるため、体育館の便所等改修工事を行うもの
君原公民館大規模改修工事請負契約について
君原公民館の老朽化に伴い、安全対策や機能維持のため改修工事を行うもの
図書館電気設備等改修工事請負契約について ※ 2 P5 参照
図書館の設備老朽化に伴い、安全対策のため電気設備等改修工事を行うもの
財産の取得について（阿見町小中学校教師用タブレット端末購入）
町立小中学校教師用としてタブレット端末を購入するもの

賛否が分かれた議案等

議案名	議決結果	賛否数	議員名															
		賛成	久保谷実	倉重千晶	寛田聡	前田一輝	小川秀和	紙井和美	武井浩	武藤次男	佐々木芳江	落合剛	栗田敏昌	石引大介	栗原宣行	野口雅弘	海野隆	久保谷充
		反対																
阿見町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について ※ 3 P4・7 参照	可決	16		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
		1																
職員の事務処理誤り及び処分に対する管理監督責任を踏まえ、町長・副町長の給料を1か月間、100分の10に相当する額を減ずることとする特例条例を制定するもの																		

議案名	議決結果	賛否数	議員名															
		賛成	久保谷実	倉重千晶	寛田聡	前田一輝	小川秀和	紙井和美	武井浩	武藤次男	佐々木芳江	落合剛	栗田敏昌	石引大介	栗原宣行	野口雅弘	海野隆	久保谷充
		反対																
令和8年度阿見町一般会計補正予算（第1号） ※ 4 P5-6・8 参照	可決	15		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○
		2																
2億200万5千円増額 【主な歳入】水道基本料金の減免及び中学生の学校給食費無償化の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、図書館地域拠点整備事業の採択による地域未来交付金の新規計上、阿見実穀地区工業団地造成関連事業実施に伴う受託収入の新規計上 【主な歳出】水道基本料金の減免のための水道事業会計繰出金の新規計上、阿見実穀地区の埋蔵文化財発掘調査のための埋蔵文化財保護事業費の増額																		

議案名	議決結果	賛否数	議員名															
		賛成	久保谷実	倉重千晶	寛田聡	前田一輝	小川秀和	紙井和美	武井浩	武藤次男	佐々木芳江	落合剛	栗田敏昌	石引大介	栗原宣行	野口雅弘	海野隆	久保谷充
		反対																
損害賠償の額を定めることについて ※ 5 P10 参照	可決	15		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○
		2																
経営所得安定対策等交付金に関し、その事務処理に瑕疵があり、国への令和7年度申請手続きが適正に行われなかったことで、当該交付金が一部の農業者に交付されず、経済的損失を生じさせたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるもの																		

※議長（久保谷実議員）は、賛否同数のとき以外は表決に加わりません。

※「○」は賛成、「×」は反対、「－」は欠席を表します。



色がついている議案は、質疑または討論を掲載している議案です。

令和8年第2回定例会

令和8年6月2日初日～6月16日最終日

初日

最終日

全議員が賛成した議案等

阿見町犯罪被害者等支援条例の制定について ※ 1 P4 参照
犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することを目的に、新たに条例を制定するもの
阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
災害弔慰金の支給等に関する法律」第18条では、各市町村に対して「災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努める」ことが求められていることに伴い、「阿見町災害弔慰金等支給審査委員会」を設置するため、所要の改正を行うもの
阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
「阿見町災害弔慰金等支給審査委員会」を町の附属機関として設置するため、所要の改正を行うもの
阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
「阿見町災害弔慰金等支給審査委員会」の設置に伴い、その委員の報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うもの
令和8年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
222万5千円減額（職員給与関係経費の減）
令和8年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
17万3千円増額（電算システム委託料の増）
令和8年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
18万2千円増額（職員給与関係経費の増）
令和8年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
収益的収入を922万9千円を増額、収益的支出を1784万8千円を増額 （物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金の減免に関する費用、及び、職員給与関係経費の増）
令和8年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）
収益的収支を1113万2千円減額（職員給与関係経費）、資本的収支を7507万5千円増額 （阿見実穀地区工業団地造成関連事業に伴う、地区外における下水道施設整備事業費の増）
中郷保育所電気設備等改修工事請負契約について
中郷保育所の設備老朽化に伴い、安全対策のため電気設備等改修工事を行うもの

令和8年第2回定例会 総務常任委員会 ※4

令和8年度阿見町一般会計補正予算（第1号）内 総務常任委員会所管事項

問 二所ノ関部屋連携推進事業の管理用備品購入代 158 万 2000 円、この管理用備品とはなにか。

答 食料品などの長期保存を解決するために、業務用の低温貯蔵庫を購入し、力士等の育成に必要な支援を行う。

問 大きさはどのくらいか。

答 多いときには3トンのお米を収納することがあり、1.5坪の大きさとした。

問 維持管理の負担について、町なのか部屋なのか。

答 部屋の負担にさせていただくような形で考えている。



令和8年第2回定例会 民生教育常任委員会 ※4

令和8年度阿見町一般会計補正予算（第1号）内 民生教育常任委員会所管事項

問 様々な団体が一般開放で体育館を利用していると思うが、工事期間中も支障なく利用することは可能なのか。

答 エアコン工事期間中も体育館の利用は可能。影響が最小限になるように施工方法を工夫し工事を進めていく。

問 エアコン設置工事完了後は、利用団体もエアコンの使用は可能か。夏場に大きな扇風機があるが、使用できない状態になっていると見聞きしているがどうか。

答 扇風機等については、使っても大丈夫という学校と、使用を控えていただきたいという学校があり、調整会議で使いたいという要望が多くあったので、学校側と協議する。エアコンの使用については現在検討中だが、有料であると考えている。近隣市町村等をこれから調査し、適切な金額を設定する予定である。



一般開放の様子（竹来中学校体育館）

令和8年第2回定例会 民生教育常任委員会 ※2

図書館電気設備等改修工事請負契約について

問 入札方式はどのようなもので、価格以外にどのような評価項目があって落札者が決まったのか。

答 今回は最低制限価格制度を取り入れた。品質低下、極端な安価受注、ダンピングを防ぐために設けられた最低限必要な金額のラインのことで、これ以上の金額でなければ適切な工事ができないという基準価格を下回ったものは入札を失格とする制度である。



阿見町図書館

令和8年第2回定例会 総務常任委員会 ※3

阿見町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について

問 町長と副町長の給与減額をどのように位置付け、また減額割合と期間をどのような考えで判断されたか。

答 今回の10分の1という措置内容は、町の事例、他市町村での措置に関する特別職としての責任の事例などをかんがみ、判断したものである。

問 他の町村の事例を見ると、通常町長の半分の程度が副町長というのが通例のようだが、副町長はどのような責任があって町長と同率にしたか。

答 町長は任命権者としての最終責任を負う立場、一方で副町長も、町長を補佐する組織運営を担う立場であり、今回は責任を共有するというで同率の減給措置と判断をしている。

令和8年第2回定例会 総務常任委員会 ※1

阿見町犯罪被害者等支援条例の制定について

問 実際の運用にあたっては町の関係課だけでなく、県、警察、民間支援団体などにも連携が必要になる場面がある。また、状況によっては町内だけでなく、町外や県外での安全確保が必要になる場合もあると思うが、町としては一時的な住居の提供や安全確保について、どのような形で対応していくことを想定しているのか。

答 第7条の一時的な利用に供する住居の支援については、犯罪被害者等の方が、町外、県外に住居等を希望された場合においては、希望先の自治体と協議を行いながら住居の提供に向けて支援を行っていく考えである。

傍聴がしやすくなりました

阿見町議会傍聴規則が改正され、古かったりあいまいだった内容が現在の社会情勢に合わせたものになりました。

- 小さなお子さんと一緒に傍聴することができます。**
 （泣いてしまったり騒いでしまったりするときは、一時退席をお願いする場合もございます）
- 携帯電話やスマートフォンの電源を切らなくても大丈夫です。**
 （音が鳴らないように設定してください）
- 車いすを使用する方は、傍聴席までの階段が急で危ないので、議場入口で傍聴ができます。**
 （準備のため、あらかじめ議会事務局職員にお申し出ください）

傍聴の際は、傍聴人受付票に住所・氏名をご記入いただきますので、阿見町役場3階の議会事務局にお越しください。

反対
します

海野 隆 議員



そもそも本条例は、職員の事務処理誤りに起因する管理監督責任を踏まえ、町長及び副町長の給料を減額するものだ。職員処分が適切だったかどうかについては言及しないが、他自治体の先例からすると、管理監督責任はチェックを怠った上司も連動して減給や訓告の処分を受けるケースがほとんどだ。そして、処分や減給は、責任の大きさに応じて処分されている。

今回の阿見町では、町長が給料月額10分の1、副町長も同じく10分の1、を1か月減額することとしている。しかるに、同様な他自治体の先例では、25年6月に、神奈川県松田町で、手続きを忘れ、国の補助金387万円を受け取れなかったケースで、特別職も責任を取り、町長が給料月額10分の1、3か月、副町長は給料月額10分の1、1か月、となっている。ちなみに、担当者は減給10分の1、3か月、上司課長は減給10分の1、1か月、課長補佐は戒告という処分だった。

そうしたことを考え合わせれば、町長の減給は副町長より重くなることが当然だと思う。しかるに副町長と同一という処分は適正ではないと思料される。よって、私は、本議案に反対する。

討論

可決

賛成
します

武井 浩 議員



本案については、経営所得安定対策等交付金に関わる事務処理のミスが元になっているが、原因究明もなされ、担当職員の処分も発表された。今回、町長、副町長の給料を減額するというのは大変重いと思うが、町のトップとして行政に対する責任を明確にしたということを大いに評価し、賛成する。

賛成
します

笥田 聡 議員



本条例は職員個人の懲戒処分ではなく、町政運営上の管理監督責任を明確にするためのものである。今回の事案を担当職員だけの問題とせず、組織全体として受け止める姿勢を示す点に意味がある。減額にとどまらず、再発防止の徹底が欠かせない。重要なのは、チェック体制やマニュアル化を徹底し、同じ誤りを二度と起こさないことである。町長・副町長の責任を明確にする本条例に賛成する。



問 土木費、公園維持管理費500万円の増額補正について。

答 本郷近隣公園に整備する防災トイレの金額で、昨年度予算計上したが、入札不調等により予算が流れてしまい、災害の観点から、今年度6月補正において、再度予算計上する。

問 農林水産業費、経営所得安定対策事業、補償、補填及び賠償金536万7000円の増額補正について、損害賠償金という形になっているが、農業者の方から損害賠償についての提訴が起きたか。

答 農業者の方より、損害賠償の訴訟は起こされてはいない。国交付金と同額を町に支払ってほしいと要望があり、この行為をもって賠償請求があったとみなし、国家賠償法に基づいて町から賠償金を支払うということで、顧問弁護士からもその方針で問題ないのご意見いただいたので、その方針で進めている。

問 今回の事案について、監査委員には報告はしたか。

答 普通地方公共団体の長による監査の要求が、地方自治法第199条の第6項に定められているが、この監査の要求を行う場合には、組織的な隠蔽や不正が疑われる場合、複数部署、複数年度にわたる問題が疑われる場合、内部調査だけでは客観性を確保しにくい場合など、独立した監査が必要とされる場合が想定されている。

今回の事案については、事実関係等がはっきりしており、組織的な隠蔽等もないことから、独立した監査が必要な事案ではないと考え、監査の要求は行っていない。

問 土木費、道路新設改良事業、工事請負費、1億5000万円の減額補正について。

答 つくば霞ヶ浦りんりんロード整備事業について、国が堤防工事において設置する工事用の橋梁を、サイクリングロードとして活用できる方向となったため、工事請負費1億5000万円減額補正を計上している。



※橋梁の詳細位置については今後変更となる場合があります。



賛成
します

小川 秀和 議員



今回の補正予算に関しては、国の補助率が低かったことなどを踏まえた見直しや、制度改革への対応として必要な措置であったと考える。また損害賠償に関しては、町の事務処理上のミスにより、事業者が本来受け取ることができた交付金を受給できなくなったものだ。事業者には責任はなく、町として適切な対応をしているし、当然の責任であると考えている。

また、補填して終わりではなく、なぜこのような事案が発生したのかを検証し、再発防止を徹底することが重要だ。今後は、チェック体制や情報共有の強化を図り、町民や事業者からの信頼回復に努めることを求め、本補正予算に賛成する。



賛成
します

石引 大介 議員



今回の補正予算では、事業において国の補助金の補助率が低かったことにより、当初の予定をそのまま進めるのではなく、事業の見直しを行っている。見直した事業予算を財政へ戻し、他に必要とされる事業へ予算を回すことで町民の福祉向上に取り組んでいる姿勢は高く評価されるものであると考える。

よって、私は令和8年度阿見町一般会計補正予算(第1号)に賛成する。



賛成
します

武井 浩 議員



この補正予算は、教育関係でも大変大事な予算が組み込まれている。産業建設常任委員会所管分に反対という反対討論もあるが、予算というのは密接不可分なものなので、修正動議が出ていない以上、これは一体として速やかに可決すべきであるということで、賛成する。



賛成
します

武藤 次男 議員



今回の補正には、農業振興費の賠償金のみならず、教育福祉、防災、都市整備、地域復興など、町政全体に関わる複数の予算が盛り込まれている。

私が所属する民生教育常任委員会の所管事項においても、中学校のエアコン事業をはじめ、各種施設に関する補正が盛り込まれている。その中において補正予算全体として見れば、必要な事業を進めるための必要案件であり、これを止めることは、町民生活及び行政運営において適切ではないと考える。

事務処理上の誤りについては重く受けとめ、再発防止を強く求めるところではあるが、その上で、本補正予算については、全体として必要性が認められることから、賛成する。



賛成
します

笥田 聡 議員



事務処理の誤りについては、再発防止と説明を引き続き求めていきたい。しかし、本議案は一般会計補正予算であり、特定の項目だけで全体を判断すべきではない。基金に基づく予算措置についても所定の手続きによるものであり、補正予算全体を否定する理由にはならない。また賠償金の妥当性や手続きは、損害賠償額を定める議案で確認すべき事項である。必要な予算を前に進めるべきであり、私は賛成する。

令和8年第2回定例会

本会議(5日目)

※4

令和8年度阿見町一般会計補正予算(第1号)

討
論



海野 隆 議員

反対
します



総務費 総務管理費 文書広報費 二所ノ関部屋連携推進事業 管理用備品 158万2000円について反対する。

本備品は冷蔵庫購入代ということだが、税金を原資とした地方自治体からの民間個人へ直接「備品購入」の寄付や資金提供を行うことは、特定の個人への利益供与や公平性の観点から非常に厳しく制限されている。

法的・実務的にも大きな問題があると思料される。公益上についても大きな問題があり認められないと思料する。よって、私はこの支出について反対する。

また、農林水産業費、農業費、農業振興費として、経営所得安定対策事業 賠償金として536万7000円が計上され、全額を一般財源から支出している。

この賠償金は、国の畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金について、受付対応した職員及び交付金システム入力担当者の手続きが適正に行われなかったことで、生産者に支払いがされなかったため賠償金を一般財源から支出することになったものだ。

こうした事例の場合、他自治体の先例からすると、25年6月に、神奈川県松田町で、手続きを忘れ、国の補助金387万円を受け取れなかったケースでは、担当者は減給10分の1、3か月、上司課長は減給10分の1、1か月、課長補佐は戒告という処分が行われている。

また、常陸太田市では下水道工事の見積もりミスで、約4億円の損害を生じた事例では、当事者である担当職員に減給の懲戒処分を行っている。熊本県南小国町で合併処理浄化槽設置の設計事務を怠り、事業者への委託料など計約220万円の支払いを遅延させた事例では、職員に対して減給10分の1、2か月の懲戒処分が行われている。また、北海道美幌町で町民会館委託料の支払い放置により遅延損害金、約221万円が発生した事例では、担当職員に対して減給10分の1、2か月の懲戒処分が行われている。

職務上のミスによる損害については、職員個人への賠償請求を行うかどうかは、国家賠償法や地方自治法の基準に基づき、自治体ごとに個別の事案で判断されるということになっているが、今回の阿見町の事例では求償権の行使を行う事案であったと思料される。しかるに十分な検討がなされたことが見受けられなかった。よって、私は、本議案に反対する。

栗原 宜行 議員

反対
します



私は、令和8年度一般会計補正予算、内、産業建設常任委員会所管分について、反対の立場から討論する。

職員の事務ミスによる損害賠償として1件で533万2430円の賠償金は、阿見町で過去最高の金額である。詳細な調査により責任の所在、賠償金額の妥当性をひとつひとつ確認しなければならないが、町は対象となる農作物の耕作地すら把握せず、出荷伝票のみ確認しただけだ。また、今回、町が加入する保険からは賠償金が給付されないため、536万7000円はすべて町民の皆さんの税金から支出することになる。

過失割合や賠償金額をもっと精査して、対応することを強く求め今回の補正予算案に反対する。



栗田 敏昌 議員



損害賠償の額を定めることについて賛成の立場で討論する。産業建設常任委員会では、賠償額の考え方、算定の根拠、申請漏れの経過、そして再発防止策について質疑が行われた。厳しい指摘もあったが、執行部からは、申請が適正に行われていれば交付されていた相当額を基に算定したこと、実績の確認を行ったこと、今後は申請書の提出を必須化し、事務手順を見直していくことが説明された。今回の事務処理上の誤りは、決して軽いものではない。しかし、議会として今判断すべきことは、町が対象農業者に対して責任を果たすかどうかである。再発防止を求めたうえで、損害賠償額を定める本議案に賛成する。



小川 秀和 議員



今回の損害賠償に関しては、町の事務処理上のミスにより、事業者が本来受け取ることができた交付金を受給できなくなったものだ。事業者には責任はなく、町として適切な対応をしているし、当然の責任であると考え。また、補填して終わりではなく、なぜこのような事案が発生したのかを検証し、再発防止を徹底することが重要だ。今後は、チェック体制や情報共有の強化を図り、町民や事業者からの信頼回復に努めることを求め、本補正予算に賛成する。



石引 大介 議員



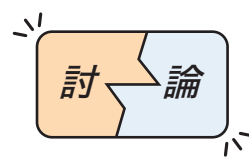
今回の損害賠償に関して、当該職員の処分のほか、監督責任として町長・副町長の処分も実施され、行政として本事案を重く受け止めている。
大切な税金を投入し、賠償しなければならなくなったことを、重く受け止め反省することはもちろんだが、行政として必要なのは、このようなことが二度と起きないよう、全庁的に再認識し、職員一人ひとりが業務に取り組むことであると考え。再発防止に向けた取り組みを確実に実施しながら、町民の信頼回復に全庁一丸となって努めてもらうよう要望して、今回の損害賠償の額を定めることについて賛成する。



野口 雅弘 議員



今回の事案は、町の事務処理に瑕疵があり、本来受け取ることができたはずの交付金が対象農業者に交付されなかったというものである。これは町として重く受け止めなければならないものである。その一方で、対象農業者に生じた経済的な損失を、いつまでも放置しておくことはできないものである。議会として確認すべき点は確認しつつ、被害回復を着実に進めることが必要である。再発防止は当然求めていくものではあるが、それは賠償を遅らせる理由にはならないものである。町として責任ある対応を進めるため、本議案に賛成する。



海野 隆 議員



阿見町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について及び令和8年度阿見町一般会計補正予算(第1号)でも述べてきたが、今回の場合は申請者の作物の状況、栽培されている現地の確認等ができていないということが審議の過程で明らかになっている。
また、職員による事務ミスについて求償権を行使することなどをしっかりと検討している様子が見受けられない。他市町村の例からすると、税金から支出されるということを考えると、こうしたことを確定してから賠償金の確定に進むべきであると思い、さらに検討の余地があると考えるので反対する。

栗原 宜行 議員



私は、損害賠償の額を定めることについて、反対の立場から討論する。
まず、1点目は損害賠償の額を決定する時に法令違反があることだ。地方自治法では、長が職員によって損害を与えたと認める時は、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期間を定めて賠償を命じなければならない、と定めている。
しかし、執行部はこの規定は会計職員等にも適用されるとし、予算執行職員等にも適用される規定であることを見落としている。
監査委員に監査を求めず、独自の判断で賠償責任と賠償額を決めている。監査委員の監査によらない、賠償額の決定は法令違反で認められない。
2点目は、賠償金を全額税金から支払う根拠に、職員には「故意または重大な過失がなかった。」としたことだ。委員会審議で担当職員は交付申請者や上司から複数回問い合わせや確認があったことが新たに分かった。
最高裁判決で「重大な過失」とは、はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を指し、さらに現金の場合は故意または過失として軽過失でも責任が生じるとしている。担当者は複数回確認をされているにもかかわらず、対応を怠り500万円以上の損害を与えている。
3点目は、町は担当した職員に損害賠償金を求めない、求償権を行使しないことだ。
今回町が加入する保険から補填はされない。自治体は地方公務員賠償責任保険などに加入しているが、全国で支払われた賠償金を調査したところ最高額は1921万円で、次が1790万円だった。また、保険が適用されない場合、職員個人が弁済した賠償金の最高額は5914万7343円で、減額されて3329万2458円を一括で支払っている。賠償責任の有無を明らかにし適切に対応することを求める。
以上の理由から、私は法令違反の状態で賠償金額を定めることは議会として認められないため、本議案に反対する。



QRコードからアクセスすると各議員の質問（録画動画）が視聴できます

問 がん治療の直接支援はどうか。またその後の生活支援はどうか。

答 当町独自の助成は行っており、

がん治療に対する 助成の実態について

問 がん治療の直接支援はどうか。またその後の生活支援はどうか。

答 当町独自の助成は行っており、

問 令和7年度に実施したあみまるくんの「集約輸送に係る実証実験」について成果と振り返りはどうか。

答 利用は発生せず目的に関わらず乗車時間を変更する受容性が低い。

問 令和8年4月からの土曜運行実績はどうか。

答 5月16日時点で7日間運行し84件の実績。

問 定員に対する乗車率はどうか。また乗車率向上の手立てはどうか。

答 乗車率は算出していないが、乗合率を高める為の課題を踏まえて、乗合率向上策について検討する。

問 予約は電話対応のみだが他の手段や、予約状況の可視化はどうか。

答 今後はWEB予約等導入と併せ予約状況の可視化を調査研究する。



武藤 次男 議員

公共交通の根幹 デマンドタクシー あみまるくんについて



妊孕性とは

妊娠するための力のこと

○その他の質問項目
当町内における屋外消火設備の
管理状況について

相談があった際は茨城県が実施している「いばらきがん患者トータルサポート事業」を紹介している。

問 若年がん患者（AYA世代）に対する妊孕性温存、またアピアランスケアへの支援はどうか。

答 県のサポートを紹介していくとともに、町も今後の支援の在り方について調査研究していく。

問 庁内全体の受援担当は、把握した情報を基に、人的・物的資源のニーズや過不足についてどのような調整を行う仕組みか。

答 人的・物的資源の過不足などの情報を基に総務・受援班等で集約した上で、必要に応じてその内容を災害対策本部において方針決定を行う流れとしている。

問 物的支援は細かい調整が必要かと思うが、この体制の詳細は。

答 各避難所において、高齢者向けのおかゆやおむつ、乳児向けのミルクのほか、配慮を必要とする方への対応として災害時ヘルプパンダの備蓄など、多様なニーズを想定した備蓄により、発災直後の物資不足がないよう努めている。

問 協定締結団体との調整について、発動条件、連絡系統、初動対応は具体的に整理されているか。

答 阿見町広域受援計画の中で、発動条件や連絡体制、初動対応の流れを整理している。各協定締結先



▲避難者受け入れ訓練の様子

の窓口や連絡先についても一覧化し、必要に応じて迅速に支援要請が行える体制としている。

問 応援要請から現地活動開始、配置完了に至るまでの所要時間や連携上の課題について、どのような指標で検証しているか。

答 災害対策本部訓練を通じて確認を行っており、訓練結果を踏まえ、連携上の課題や対応手順について検証し、必要に応じて改善につなげている。



佐々木 芳江 議員

災害時の受援体制の 実効性について



11人の議員 町政を問う！ 一般質問

一般質問は、議員が町政全般に対して現状の確認や方針を問うものです。掲載している内容は、質問者の確認のもと要約し、議会だより編集委員会が校正したものを掲載しています。

議 会 傍 聴 手続きは簡単 ぜひ傍聴してみてください

議会の傍聴を希望される方は、会議の当日に役場3階議会事務局までお越しください。

①傍聴受付証の交付を受けてください
②傍聴受付証は先着順にお渡しします
③傍聴席数は次の通りです
本会議 30 席・委員会 9 席・全員協議会 7 席

動 画 視 聴 動画でご覧いただけます

議会の様子の録画を下記から公開しています。
【YouTube チャンネル『茨城県阿見町議会』】
※ QRコードを読み込んで視聴できます。
※チャンネル登録をすると、動画が配信された時に通知が届くようにできるなど視聴しやすくなります。



問 療育支援加算について、今後どのように運用していくのか。また、療育に関する具体的な取り組みについては。

答 障害児等に対する専門的な支援体制の強化などを目的として加算区分が新設された。町では保育施設に対し、障害児保育の推進に資するよう指導・助言を行っていく。

また、親子参加型の療育支援として、町の障害児療育事業つばみ教室において、児童の発達に応じて楽しみながら成長できる保育を、保育士や作業療法士の指導のもと実施していく。



武井 浩 議員

障害児保育の充実について



自治基本条例の 制定について

問 従来の行政主体のまちづくりから住民が主役となる協働のまちづくりへの転換が自治基本条例の基本的な考え方とされている。阿見町でも自治基本条例を制定すべきと提案する。

答 他自治体の事例や当町の実情を踏まえながら、必要性や効果について調査研究に努めていく。

平地林保全対策と 森林環境教育について

問 貴重な平地林を守るため、中長期の計画を立てるべきでは。

答 他自治体の取り組みなどを参考に、中長期の計画を検討していく。

問 小中学校での森林環境教育は。

答 教科学習の内容や校外学習などの機会をとらえ、森林環境について学べるように取り組んでいる。

寛田 聡 議員

電話運用改善と 住民接点DX化について



問 役場からの電話がどの課から分かつ、折り返しても担当に届かない。住民と職員双方に負担がある。町の認識は。

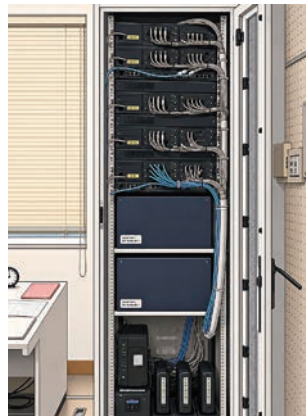
答 課題と認識。全庁的・定量的な把握には至っておらず、住民の声と現場の意見を確認しながら課題整理を進める。

問 不在架電や取次の負担を、着信数や応答数の測定で見える化できないか。

答 現行交換機では発信ログの機械的な取得は不可。一方で代表番号の着信数等を一定期間測定することとは、更新時の容量決定にも有効。

問 更新を待たず、不在時SMSなどの短期改善に着手できないか。

答 SMSで担当課名や折り返し先を案内する仕組みは、住民利便性や連絡の確実性の観点から有効な手法の一



▲ 庁内の電話交換機（イメージ）

つ。クラウドの部分活用により段階的に先行導入する余地もあると認識。

問 現行交換機の更新時期は。

答 設置から13年が経過し、近年中の更新が必要と認識。保守期限の確認と併せ、計画的に準備を進める。

問 交換機の更新を単なる機器更新にとどめず、住民接点DX化として位置づける考えは。

答 電話応対を含む住民接点の改善は、住民サービス向上と行政事務効率化の双方を進める重要な取組と認識。従来型・クラウド型の比較や災害時対応、費用対効果を踏まえ検討する。

倉重 千晶 議員

社会とのつながりを 切らさない不登校支援について



問 不登校児童生徒への支援体制は。

答 本人や保護者との面談、家庭訪問を行い、状況に応じて別室登校、オンライン学習、教育相談センター「やすらぎの園」、民間フリースクールなどにつなげている。関係機関とも連携しながら支援している。

問 校内フリースクールや教育相談センターの成果と課題は。

答 安心して過ごせる居場所となり、自分のペースで学習や生活リズムを整えることで、教室復帰につながった事例もある。一方で、人材確保や未設置校への対応が課題である。

問 学校や教育相談センターに通えない児童生徒に対し、オンライン上の居場所づくりが必要ではないか。

答 人とのつながりは大切であり、一人一台端末とTeamsを活用したオンライン上の居場所づくりは可能である。運営方法やルールづくりを含め、今後の取組として



▲ 不登校児童生徒の学習保障におけるICT活用イメージ

検討していく。

問 不登校支援におけるメタバース活用について伺う。

答 メタバースは、対面での交流に不安を抱える児童生徒が社会とのつながりを持ったための有効な手段の一つと認識している。先進自治体の事例を参考に研究・検討していく。

紙井 和美 議員

多様な学びに向けた 環境づくりの推進



問 民間フリースクール等を利用する家庭への負担軽減のため補助制度創設について。

答 利用家庭の負担軽減という観点から重要であると認識しており、他自治体の補助制度の状況を参考にしながら今後検討を進めていきたい。

問 読み書きに配慮が必要な児童生徒が、ICT機能やデジタル教科書を活用し、各学校にテスト時にも本来の力を発揮できる合理的配慮は。

答 音声読み上げ、拡大表示等を活用し、本人や保護者との対話を踏まえ、相談から対応までの流れを分かりやすく示す方法を検討する。また、テスト時も個に応じた合理的配慮を進めていくよう指導していく。

問 校内フリースクールや校内の居場所づくりに経験ある地域人材を活用することで、教職員の負担軽減につなげてはどうか。



答 守秘義務、安全管理、役割分担研修等を整理し、学校と連携し地域人材の活用を進めたい。

行政DXと地域経済 循環について

問 地域通貨や電子商品券導入については、自治体のみでなく商工会はじめ各種連携が必要。町内の経済循環の仕組み作りを提案したい。

答 商工会、町内事業者、民間事業者等と情報共有し、地域活動へのポイント付与や小規模実証も含め阿見町に合う仕組みを研究する。

前田 一輝 議員

高齢者支援の補助金について



問 現存制度の周知には広報紙やホームページで行っているが、高齢者にはそういった媒体には触れないケースも多いと思われる。今後は訪問型や声掛け型の周知を徹底してはどうか。

答 声掛け型などの周知は有効であると考え。民生委員・児童委員・ケアマネジャーなどに制度の説明、情報提供を行い、支援が必要な方へ情報が届くように努める。

問 エアコン2027年問題が話題になっているが、補助の限度額5万円、また非課税世帯に限る要件を見直す考えはあるか。

答 町もこの問題は把握している。今後の動向を注視し、価格上昇などの状況を見ながら調査研究する。

問 今後もこの補助金を継続してほしい。町にも継続していく考えはあるか。

答 この補助金は非常に有効な制度と考えており、必要に応じて見直しを検討し制度の在り方に関して



調査研究する。

問 高齢者向け補聴器購入補助制度の導入について、昨年からのような調査検討が行われたか。また、導入に向け具体的な検討を進めていく考えはあるか。

答 当町としては加齢性難聴に対する補聴器の適切な使用を推進するため、先行して実施している自治体について調査を行い、導入について早期に実現できるように検討する。

細田 正幸 議員

今後の阿見町の ごみ処理行政について



問 阿見町のごみ処理施設の耐用年数は。

答 当町のごみ処理施設である霞クリーンセンターの耐用年数は35年である。平成9年度から供用を開始しており、令和14年度に35年目を迎える。

問 ごみ処理広域化・ごみ処理施設の集約化が検討されているが、阿見町の経費分担はどのようなものか。

答 現在関係市町村でごみ処理広域化について協議しており、令和19年度を目標に龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、河内町及び利根町の2市3町の枠組みで新施設を整備する計画。稲敷市と美浦村の江戸崎地方衛生土木組合は、令和4年度に供用開始した新しい施設であることから30年使用した後、令和35年度に合流する予定。新施設を整備する費用負担については、稲敷市と美浦村を除いた2市3町で負担する予定だが、具体的な負担割合



▲ 霞クリーンセンター

は、今後の協議事項となっている。

問 阿見町のごみの出し方一覧表を見ると、現在5種類【燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ（紙類・衣類）・資源ごみ（かん・びん・ペットボトル）・粗大ごみ】に分類されているが、今後広域化となった際には、どのような分類になるのか。

答 広域化後のごみの分類については、分別区分や分類ごとの収集回数等、今後の協議事項となっている。

小川 秀和 議員

道路路面標示の老朽化と 維持管理の現状について



予算で効果的に施工し安全対策に支障が出ないようにする。

吉原交流センター2階へのバリアフリー化 とエレベーター設置計画について

問 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」に考慮した改善策は。

答 現段階でエレベーター設置の計画はないが、条例の趣旨にあった施設の在り方の検討を継続する。



▲ 白線が消えている町道

問 路面標示の耐久年数の目安は。

答 交通量によって変わるが、幹線道路で約10年、その他は15年以上を目安としている。

問 路面標示塗装時に次の再塗装の時期を把握しているか。

答 交通量の状況により大きく変わるため把握はしていない。道路パトロール等で現場の把握に努める。

問 当該年度で再塗装が実施された割合は。

答 令和6年度は要望10件の内7件が年内に施工、令和7年度は要望29件の内9件を施工した。年度内の施工はおおむね40%。未実施箇所は必要性の高い箇所から可能な限り早期に取り組む。

問 路面標示消失箇所について阿見町公式ラインでの通報は可能か。

答 公式ラインでの通報は可能。警察所管については町から伝達する。

問 安全対策と今後の見通しは。

答 路面標示の設置等については国の補助が受けられない。限られた

海野 隆 議員

市制施行見送りの 責任の所在について



問 12月10日県に報告した時点で出来ない」と認識したのではないか。

答 総務省統計局に国勢調査結果の使用承認を申請し2月27日に承認通知があった。その段階で困難であると正式に認識した。

問 12月11日に茨城県、19日に総務省との間で市制施行断念の打ち合わせを行っている。

答 市制施行が見送りになった場合の今後の進め方を協議したものだ。

問 人口想定は間違っていないかったと説明をしているが、前々回の国勢調査はどうだったか。

答 前々回の国勢調査結果は直前の常住人口より484人減少していた。

問 市制施行時期を令和9年11月1日に設定したことが誤りの始まりだったのではないか。

答 有識者会議に諮問し「答申」を受けて設定した。議会からも指摘はまったくなかった。

問 市制施行に係る費用はどの程度

だったか。

答 人件費を入れた総費用は1億2850万円だった。

問 行政執行が慎重さを欠き、前のめりになったことで町に大きな損害を与えた。トップが自ら責任を取るうという考えはないのか。

答 行政の過失で損失を与えたとは思っていない。

【その他の質問項目】

○ 温水プールの整備費用について



栗原 宣行 議員

中期財政計画について



問 中期財政計画は、どのようなものか。

答 将来の財政の健全性を確保し、計画的な財政運営を推進するためのもの。

問 今回計画はどのように変わったのか。

答 作成時期及び作成方法を変更した。

問 公表時期を変更するメリットとデメリットはなにか。

答 メリットは、より現実に近い計画を町民の皆さんに公表が可能になったこと。デメリットは特にな

い。

問 議会への影響はあるか。

答 議会への影響については分らない。

荒川本郷地区の町有地売却 却はその後進んでいるか

問 3月に公募したら物件の入札状況はどのようになっているか。

答 応札者がなく不調となった。

荒川本郷地区町有地処分状況

年度	処分先	m当たり平均 販売価格	販売金額	ブロック別 処分面積
H29	ネオポリス	4,348 円	6,556 万円	G 15,078.14㎡
R1	オーズプレーン	4,016 円	3,803 万円	H 9,471.63㎡
R2	ネオポリス	3,927 円	2,902 万円	B1 7,390㎡
R2	ネオポリス	3,612 円	11,228 万円	K 31,084㎡
R2	オーズプレーン	4,242 円	6,810 万円	C 16,052.7㎡
R4	ネオポリス	4,214 円	8,840 万円	E 20,978㎡
R6	ネオポリス	5,639 円	10,484 万円	L 18,591㎡

問 今後どのように進めていくのか。

答 随意契約に切り替えて進めていく。

問 中心エリアの事業化検討は終了したのか。

答 事業化に必要な地権者の合意形成に至らなかったことから、本年3月に事業化パートナーから検討終了の申し出があり、検討を終了した。

産業建設常任委員会

年間活動計画書の作成

令和8年4月14日 阿見町役場

令和8年度・令和9年度の産業建設部及び農業委員会の所管に関する事項を調査するため、年間活動計画書を作成した。

活動テーマは『阿見町の未来を支える都市開発・まちづくり』で、調査事項は、令和8年度にインフラ（道路・上下水道）の維持改修について、公共交通について調査することに、また9年度は実穀地区及び荒川本郷地区の都市開発・まちづくり、地域経済の活性化について、次世代の阿見町の農業についてをテーマに取り組んでいく方針を固めた。



産業建設常任委員会の様子

広聴広報特別委員会

年間活動計画書の作成

令和8年5月7日 阿見町役場

令和8年度第2回臨時会において、広聴広報特別委員会を設置した。調査目的は、議会報告会の運営、議員カフェの運営及び議会モニター制度の運用について調査・研究を行うことで、設置期間は令和10年3月31日まで。委員は各常任委員会から2名ずつの合計6名で、委員長に佐々木芳江議員、副委員長に筧田聡議員、委員に栗原宜行議員、石引大介議員、武藤次男議員、倉重千晶議員が選出された。

5月7・27日、6月5日に開催された委員会では、さわやかフェアへ議員カフェを出品する計画や議会報告会について、先進地視察先の検討など、今後の活動についての協議が行われた。



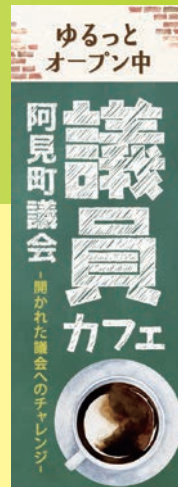
広聴広報特別委員会の様子

**予告 さわやかフェア 2026 で
『まちかど議員カフェ』開催決定！**

令和8年10月25日(日)開催予定の「さわやかフェア2026」で『まちかど議員カフェ』を開催します。

『まちかど議員カフェ』は議員が「町に出る」というコンセプトのもと、堅苦しい会議ではなく、リラックスした雰囲気の中で議員とお話できる場です。町民の皆さまが普段気になっていること、話したいことなどを議員と気軽にお話しませんか？

どなたでも参加できますので、お気軽にご来場ください。



委員会活動

Until July 2026

各議員が専門的な委員会に分かれて、議案や請願・陳情などの審査、視察や研修を行う各常任委員会や特別委員会の活動をご報告します。

委員会の仕組みについては下記をご参照ください。
<https://www.town.ami.lg.jp/0000000990.html>



総務常任委員会

年間活動計画書の作成

令和8年5月26日 阿見町役場

令和8年度・令和9年度の町長公室、総務部、町民生活部及び会計課の所管に関する事項及びその他各常任委員会に属しない事項を調査するため、年間活動計画書を作成した。

活動テーマは『住み続けたいまち阿見をつくるー住民×議会で地域力を向上するー』で、調査事項は、令和8年度に議員報酬の見直しについて、投票率の向上について、空き家の発生を防ぐための予防策・地域連携体制について調査することになった。

5月26日には、投票率の向上について、空き家の発生を防ぐための予防策・地域連携体制について、総務課、生活環境課から説明を受け、町の現状を確認した。



総務常任委員会の様子

民生教育常任委員会

年間活動計画書の作成

令和8年6月4日 阿見町役場

令和8年度・令和9年度の2か年における当委員会所管事項（保健福祉部・教育委員会）を調査するため、年間活動計画書を作成した。大きな活動テーマは『人に寄り添う共生のまちづくり』に決定し、この活動テーマに沿った個別の調査事項として、「障害者・高齢者にやさしいまちづくり」、「安心して子育てができるまちづくり」、「地域に根差した開かれた学校づくり」の3つを軸に、さらに15項目の個別事項を調査することになった。令和8年度の調査事項については、福祉の見方からの公共交通について、新生児や未就学児に対する子育て支援制度について、子ども会・育成会の加入者減についてなど、委員から幅広い意見が出された。今後、さらに具体的な活動内容を確定していく。



民生教育常任委員会の様子

藤田 久美 (ふじた くみ)



長年相談業務を行い、今年度より自立支援活動をさせていただきます藤田です。
町の事を詳しく知りたくて参加させていただきました。

坪田 愛子 (つばた あいこ)



阿見町議会モニターとして町民の目線を大切にしながら議会への理解を深め、楽しみながら積極的に活動し、町政への関心を高めていきたいです。

宮島 恵美子 (みやじま えみこ)



長年お世話になっている阿見町の事を知り、何かお役に立てればと思い参加いたしました。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

堀内 菜緒 (ほりうち なお)



阿見町に移住し4年目に入ります。未来塾で学んだ町民主体の町政はどのように実現できるのか、さらに学びを深めたいです。

山口 香織 (やまぐち かおり)



医療的ケアが必要な子供がおり、福祉や町のしくみについて議会モニターを通して学んでいきたいです。阿見町のより良い発展に少しでも貢献できるよう頑張ります。



阿見町議会モニター委嘱状交付式



阿見町議会モニター委嘱状交付式



進・議・帯

進め議会！
進め！進め！

議会活動

Until July
2026



議会が一丸となって二元代表制の一翼を担うべく、町政運営の調査・監視及び評価を行い、政策の立案・提言を行っています。
議会改革が進み、マニフェスト大賞での優秀躍進賞の受賞など成果が出てきたことから、議会改革の視察受け入れが増えています。

阿見町議会モニター委嘱状交付式

令和8年4月23日

阿見町役場



令和8年度阿見町議会モニター委嘱状交付式

議長及び広聴広報特別委員会委員が出席し、委嘱状の交付を行った。
委嘱状を交付した後、議会モニター制度の目的・活動について、議会概要についての説明、議場・傍聴席等をめぐる議会ツアーを実施し、最後にフリートークでの意見交換会を行った。

議会モニター制度とは

町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、議会改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的としている制度。応募資格は満18歳以上の町民の方（町内への通勤・通学者、町内での活動者を含む）で、町議会のしくみ及び運営、町政及び地域社会の発展に関心がある方で、公募を行い、広聴広報特別委員会にて書類選考を行う。

活動内容は、会議の傍聴（ネット配信も可）、アンケートへの回答（年3回程度）、議員との意見交換会（年1回以上）など。

令和8年度議会モニターの皆さんを紹介します

稲葉 めぐみ (いなば めぐみ)



町民の1人として、生の声を届けることにより、より良い議会運営のお手伝いができればと思います。

安相 賢二 (あそう けんじ)



エネルギーや教育関連の問題等、情報も複雑に絡み合う状況下、様々な観点から簡潔かつ的確に発言・発信できればと考えています。

高須 泰治 (たかす やすはる)



新たな学びの機会だと思って参加しました。
今まで知らなかったことが分かる！とても面白そうです。
よろしくお願いいたします。

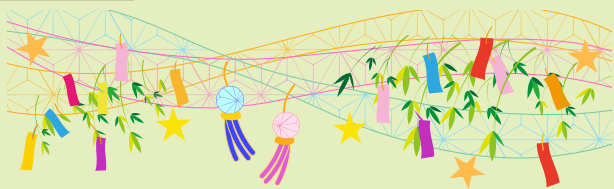
小松 栄一 (こまつ えいいち)



阿見町に転居して33年、この地で3人の子供も無事巣立ち、現在は高齢者夫婦2人の暮らしです。町議会モニターとして、地域に関心を持っていきたい。

議会日誌

令和8年
4月～7月の
議会日誌
歩み



4月

- 14日 全員協議会
- 14日 総務常任委員会
- 14日 民生教育常任委員会
- 14日 産業建設常任委員会
- 14日 広聴広報特別委員会
- 23日 阿見町議会モニター委嘱状交付式
- 28日 総務常任委員会

5月

- 7日 広聴広報特別委員会
- 11日 産業建設常任委員会
- 12日 民生教育常任委員会
- 14日 全員協議会
- 14日 総務常任委員会
- 25日 議会運営委員会
- 26日 議会運営委員会
- 26日 全員協議会
- 26日 総務常任委員会
- 26日 民生教育常任委員会
- 26日 産業建設常任委員会
- 27日 広聴広報特別委員会

6月

- 2日 第2回定例会本会議
- 2日 産業建設常任委員会
- 3日 第2回定例会本会議（一般質問）
- 3日 議会運営委員会
- 4日 第2回定例会本会議（一般質問）
- 4日 民生教育常任委員会
- 5日 第2回定例会本会議（一般質問）
- 5日 広聴広報特別委員会
- 8日 総務常任委員会
- 8日 民生教育常任委員会
- 9日 産業建設常任委員会
- 16日 第2回定例会本会議
- 25日 山形県大石田町視察受入
- 29日 広聴広報特別委員会

7月

- 3日 議会だより編集委員会
- 6日 稲敷地方広域市町村圏事務組合全員協議会
- 7日 民生教育常任委員会
- 9日 産業建設常任委員会
- 10日 議会運営委員会
- 10日 議会だより編集委員会
- 14日 全員協議会

山形県大石田町議会が来庁

令和8年6月25日 阿見町役場



山形県大石田町議会から総務文教常任委員会の委員5名が来庁され、議会モニターについて、放課後議員カフェの開催について、議会アドバイザーの導入について視察された。

当議会からは副議長、広聴広報特別委員会正副委員長が出席し、それぞれの取組みを紹介した。その後の質疑応答では、議会モニターについて、議会報告会の開催や議会ペーパーレス化の成果について等、幅広く質問をいただいた。それらに対する回答を通じて、それぞれの議会における実情を交えた意見交換が行われ、充実した研修となった。

名物 そば



視察時の様子

予告『あみ議会報告会 & 交流会』
令和8年11月8日(日)開催決定!



昨年、議会ツアーを含む3部構成で開催して大盛況だった『あみ議会報告会 & 交流会』を今年も開催します。

詳しくは、9月25日(金)発行の広報あみ(10月号通常版)に掲載予定です。そのほか最新の情報は、町議会のホームページで更新していきますので、この記事のQRコードからご確認ください。
(写真は令和7年度に開催した議会報告会の様子です。)



第1部 議場での報告の様子



第2部 議会ツアーの様子(正副議長室)



第3部 フリートークの様子

まちびと インタビュー

あみ
議会だより

第
189
号

QRコードの商標は(株)デンソーウェブの登録商標です。



(左) 高橋 克男さん (中) 岡田 清さん (右) 松本 和男さん

今回は、阿見町総合運動公園管理棟を訪れ、インタビューさせていただきました。

Q あなたが行っている仕事を伺います。

A 阿見町総合運動公園の維持管理を行っています。施設やグラウンドを、いつ来ても気持ちよく使っていただくよう、日々の点検や清掃、設備の確認などを行っています。

Q 議会に対して関心、思いなどを伺います。

A 議員は引退されましたが、今も毎日、早朝に公園周辺のゴミ拾いを続けている方がいます。議会は素晴らしいと感じています。

Q その他、フリーコメント

A 利用者の皆さんが気持ちよく過ごせるように支える仕事は、地味に見えても、とてもやりがいがあります。特に若い方にも、ぜひこの仕事に関心を持ってもらえたら嬉しいですね。みんなで知恵や力を出し合いながら、公園を今よりもっと良い場所にしていきます。

編集後記

蒸し暑い日が続き、時折激しい雨に見舞われる季節となりました。日頃より「議会だより」をお読みいただき、誠にありがとうございます。今号では、6月定例会で審議した予算や条例のほか、暮らしに身近なテーマでの一般質問の概要をお伝えしました。限られた紙面ではありますが、議会でどのような議論が行われているのか、少しでも身近に感じていただければ幸いです。今後とも、まちづくりに関するご意見やご提案を、ぜひお寄せください。

栗田 敏昌

次回定例会

9月8日(火)

本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会は傍聴できます。

本会議は役場1階ロビーのテレビでもご覧いただけます。

議会だより 編集委員会

【委員長】

筧 田 聡

【副委員長】

武 藤 次 男

【委員】

栗 田 敏 昌

佐々木 芳 江

武 井 浩

小 川 秀 和

●発行：阿見町議会

●〒300-0392

茨城県相模郡阿見町中央一丁目一番一号

●編集：議会だより編集委員会

TEL：029-888-1111

Eメール：gkajimayoku@town.ami.jp